

法執行に関連する第 171 回国会における議論について

【1. 地方消費者行政における法執行の重要性について】

■衆議院 消費者問題に関する特別委員会（平成 21 年 3 月 30 日）

○野田国務大臣（略）

センターに寄せられたさまざまな相談、苦情の情報をしっかり一元的に集約すること、そして、その情報を地方の法執行を担う部局において活用して、消費者に対する注意喚起とか事業者に対する処分等の措置を迅速かつ的確に行っていくことが重要だと思っています。

特に、特定商取引法や景表法や J A S 法などの法執行事務につきましては、私たち国だけではなく、地方の事案については都道府県も法執行の権限を有しているところありますから、消費生活センターとの連携のもと、しっかりと地方の消費者行政が図られることが重要だと考えております。

【2. 法解釈の統一化と研修の充実について】

■参議院 消費者問題に関する特別委員会（平成 21 年 4 月 27 日）

○塚田一郎君 まだ、まあいろんな理由があるんでしょうけれども、都道府県によって少し処分についてはばらつきがあるようなところもありますが、この辺も今度、消費者庁としてもきちっと目くばせをしていただこうようになるわけですが、こうした地方における消費者行政の強化に関して、都道府県における特定商取引法の執行の強化が重要であります。（略）

○副大臣（増原義剛君）（略）まず第一に、知事部局と消費生活センター等に対して法解釈を統一的に示すということがあると思います。消費者庁、経済産業省、都道府県、これにおける執行にかかわる情報を共有する、さらには執行を担う職員、これの研修をきちっと実施することが必要であろうと思っています。

第二に、一元的に集約されました消費者からの苦情相談などの情報あるいは申出、こういった情報に基づきまして、消費者被害の地理的な広がりを例えば把握するであるとか、あるいは、消費者庁、経産省、都道府県との間で情報連絡を密にしまして、それぞれの適切な役割分担の下で法執行を行っていくということになるかと思っています。

そして第三に、執行経験の少ない都道府県に対しまして、消費者庁自ら、又は経済産業省を通じて合同の立入検査の実施などを行いまして、執行に係るノウハウが地方自治体に蓄積されるようにしていく必要があると考えております。（略）

【3. 指示・公表における要件の明確化について】

■衆議院 消費者問題に関する特別委員会（平成21年3月25日）

○石破国務大臣（略）都道府県によって、（食品表示違反について）指示をすることは何なんだ、指示をしないことは何なんだということがあいまいであるということがございます。また、指示をしても、公表する、しないで県によって差があるということがあつてはならないことだというふうに私どもは考えまして、本年の一月に、指示、公表の指針について、指示する場合はどのような場合かという要件を明確化いたしました。そしてまた、指示した場合は必ず公表すること等を内容とする改定を行ったところでございます。

これは、この後どういうことになるかといいますと、地方自治法に基づきます技術的助言として、この旨を都道府県知事に対して通知をしたところであります。よって、そういうことが行われれば必ず公表される、結果として、どこの業者が何を行ったのかということが消費者にも知れ渡ることになるということでございます。（略）

【4. 相談受付主体と執行主体との連携について】

■衆議院 消費者問題に関する特別委員会（平成21年3月27日）

○国府参考人（略）

苦情を受け付けるのが市町村で、処分権限のあるのが府県だという、このミスマッチ、これをどう考えるかですね。市のセンターでは、私の地元、例えば枚方市の消費生活センターで特定商取引法違反の被疑事案を見つけた、だから府のセンターにきちんと事業者指導をやってほしい、処分をやってほしいというふうに上げて、府はなかなか動いてくれない。

【5. 都道府県間の連携と処分の効果について】

■衆議院 消費者問題に関する特別委員会（平成21年3月30日）

○糸川委員（略）特定商取引法に基づく事業者の処分、これにつきましては都道府県も行うことができるわけでございますが、その効果というものが、域内というんでしょうか、そういうところにしか及ばない。ですから、処分された事業者というのは、また隣の県に行って同じようなことをしてしまうというような話もあるわけでございます。

都道府県で処分された者について、ほかの都道府県で同じ消費者被害が発生しないように、情報提供ですとか連携して支援する体制、こういうものが必要になってくるんじゃないかなというふうに思います（略）